

水島ガス リフォーム ローン

水島ガスの
都市ガスまたはLPガス
ご契約のお客さま向け

実質
年率
1.8%

申込受付期間：2025年4月1日～2026年3月31日

水島ガスグループ会社がお届けする
安心低金利「水島ガスリフォームローン」。
お客さまのリフォームの大きな夢を
サポートいたします。

ご家族の夢をサポートします。

リフォームしたいけど出
費の予定があるから、預
金は使いたくないなあ...

ワンランク上のキッチンに
したいけど、手持ち資金
だけではちょっと足りな
いなあ...

おまかせください。

返済早見表

(ボーナス支払いなし、一部繰り上げ返済なしの場合)

返済回数 10年120回払い ご利用額	実質年率 1.8%			
	初回 支払額	2回目以降 支払額(月額)	合計 支払額	金利 支払額
510,000円	10,000円	4,600円	557,400円	47,400円
800,000円	17,600円	7,200円	874,400円	74,400円
1,000,000円	10,100円	9,100円	1,093,000円	93,000円
2,000,000円	20,200円	18,200円	2,186,000円	186,000円
3,000,000円	30,300円	27,300円	3,279,000円	279,000円

エネファーム
(アイシン製)



エネファーム
(パナソニック製)



床暖房



システムキッチン



システムバス



お問い合わせ先

086-444-8141



水島ガス株式会社

水島ガス リフォームローン ご利用のご案内

申込受付期間

2025年4月1日～2026年3月31日

ご返済回数

12回(1年)～120回(10年)

- ①ボーナス返済も併用できます。(ボーナス加算額は、ご利用額(手数料含まず)の50%まで)
- ②エネファームおよび太陽光発電に限り、1回のみ一部(補助金相当額について)繰り上げ返済が可能となります。
(注)返済期間が7年(84回)を超える場合、収入証明書の提出が必要となります。

ご利用額(手数料含まず)

51万円以上500万円以下

ただし、以下「ご利用条件」の⑤⑥は51万円未満でも利用可能、⑥については51万円未満の場合、返済回数の上限は60回(5年)となります。

ご利用条件

現在お住まいの住宅に対し、以下のいずれかの条件を満たす工事を水島ガス又は水島ガスサービスショップとご契約いただける方。

- ①エネファームまたは太陽光発電を組み込んだ工事。
- ②暖房給湯器「エコジョーズ」とセットで、ガス温水床暖房または浴室暖房乾燥機を組み込んだ工事。
- ③システムキッチンとビルトインコンロを組み込んだ工事。
- ④システムバスと給湯器*またはガス温水浴室暖房乾燥機を組み込んだ工事。
※エネファーム・暖房給湯器・ふろ給湯器・給湯器・暖房専用熱源機が対象。
- ⑤現在、暖房専用熱源機または暖房給湯器を使用されているご家庭に、ガス温水床暖房を設置する工事。
- ⑥現在使用されている灯油ボイラーや電気温水器などから、都市ガスを使用するガス給湯器に切り替える工事。

■水島ガスリフォームローンは、住宅借入金等の特別控除は適用対象外です。

ご利用いただける方

現在お住まいの住宅(土地・建物を自己所有している方)で、水島ガスと都市ガスまたはLPガスの使用契約を締結している、またはこの工事を機に水島ガスと都市ガスまたはLPガスの使用契約を締結される方のリフォームで、以下の条件を全て満たす場合にご利用いただけます。

- 新築予定および新築中の住宅へのご利用は対象外となります。
- ①お申し込み時、20歳以上かつ最終返済時75歳以下の方。
- ②自宅固定電話または携帯電話を所有し、勤務先にも電話連絡できる方。
- ③定職(勤務年数が3年以上が条件)に就いており定収入のある方(定収入の中には年金も含まれます)。
- ④銀行口座を有する方(ゆうちょ銀行口座は対象外となります)。
- ご利用にあたり、審査機関による審査がございます。

連帯保証人

以下のいずれかの場合、連帯保証人が必要となります。

- ①返済期間が7年(84回)を超える場合(ただし、エネファームを組み込んだ工事については、返済期間が7年(84回)を超える場合でも連帯保証人は不要です)。
- ②ご利用額(手数料含まない)が300万円を超える場合。
- ③自営業の方でご利用額(手数料含まない)が150万円を超える場合。年金受給者の方で、ご利用額(手数料含まない)が100万円を超える場合。
- ④ローン会社が審査のうえで必要を認める場合。

連帯保証人の要件

以下の要件を全て満たす方。

- ・定職・定収入があり、満20歳以上65歳以下の方。
- ・勤務年数が3年以上で、定職・定収入のある方で収入証明書が提出できる方(自営業の方は不可)。
- ・自宅および勤務先に固定電話が設置されており、電話連絡できる方。
- ・印鑑証明書の提出ができる方。
- ・土地・建物を自己所有している方または定職・定収入のある法定相続人の方。

【お問い合わせ先】